

西海市教育委員会（令和5年度第1回臨時会）会議録

期 日：令和5年8月7日（月） 午後1時30分開会

場 所：西海市教育委員会 3階大会議室

出席委員：教育長 渡邊 久範

委員 北島 淳朗、川南 まつみ、矢吹 希己代、武宮 智

出席者：教育次長 田口 春樹

教育総務課長 岩永 勝彦

社会教育課長 作中 修

教育総務課 課長補佐 森下 直也

社会教育課 課長補佐 大石 克也

書記 志水 敬一郎

傍聴者：なし

1. 開会

○教育長

それでは、令和5年度第1回臨時教育委員会を開会いたします。

2. 会議録署名委員の指名について

○教育長

会議録署名委員を指名いたします。会議録署名委員に矢吹委員、武宮委員を指名いたします。

3. 会期決定について

○教育長

会議は本日1日限りといたしますが、ご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認め、会議は本日1日限りといたします。

4. 議事

日程第1「議案第52号、西海市青少年スポーツ振興臨時特例事業費補助金交付要綱の制定について」

○教育長

それでは、ただいまより議事に入ります。

日程第1「議案第52号、西海市青少年スポーツ振興臨時特例事業費補助金交付要綱の制定について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

提案理由の説明の前に今年度の高等学校の支援の関係で特に今年度については、西彼杵高等学校のバレーボール部への支援を重点的に行うという事で、市民の方も大変これ

については関心があることと思います。また、法令遵守のうえ要綱に基づき補助金を支出しなければなりません。ただし今回の事例では事務局内で検討が十分なされていなかったということで、本日なんとか間に合わせる事が出来た次第です。本日の提案により十分な審議のうえ、交付要綱を決定する流れでお願い致します。（以降、提案理由の説明）

○教育長

ただいま、議案第 52 号の説明がありました。質疑ありませんか。

○北島委員

趣旨を少し整理をお願いしたいことと、実際には終わった事業のため、内容を教えていただきたいです。まず、スポーツ振興補助金交付要綱を前回審議し補助金の額を変えたというのは、今回の合宿所等の整備を支援したいという話ですよ。そして協会は今回の交付要綱に基づいて申請はしているのかということと、申請していた場合、今回の新たな臨時要綱との関係を教えていただきたい。また、申請をしていないということもあるんですか。

○教育次長

今年度の補助金につきましては、一般社団法人で一旦申請書は提出されております。ただまだ受理はしておりません。提出していただいた内容は、4月からの寮の運営経費や寮の備品購入費等があります。実際はまだ法人格を取得していない段階の補助の内容にもなりますので、補助事業者自体は別の補助事業者という整理にしか今の要綱上はならないということが1点。それと事前着手をしている点で申請書は受理は出来ないと整理をしております。それを踏まえて臨時特例補助金の交付要綱を制定し、補助事業者と協議をして、補助の申請自体を二本出させていただくということになるかと思えます。

○北島委員

そもそも協会は前のスポーツ補助金交付要綱に則り合宿所の運営の申請はされていないんですか。

○社会教育課長

最初に申請を出してもらっておりませんでした。我々としても任意団体の時に最初に概算で申請書を出したらどうかと促すべきでしたが、そこまで気が回っていなかったところはあります。

○北島委員

もうひとつ整理ですがこの要綱改定というのは、合宿所整備と運営事業の支援を前提とした補助金の額の変更ではなかったんですか。

○社会教育課長

昨年度の事業までは1年間に3,000万円を上限としていましたので、今回は、事前に恐らく寮の建設に1億円程度はかかるのではないかと考えられたこともあり上限を1億円としました。それまでは通算の額の制限がなかったんですが、そちらもこれまで補助してきた団体とのバランスもとらなければならないだろうということで、通算で1億5,000万の額を設けました。

○北島委員

この事業をする前提でこの補助要綱を変更したのに、申請をしてないということですよ。

○社会教育課長

申請はする予定で準備をしていました。ただ法人化を急いでいたという事情はあったと考えております。

○北島委員

補助対象者は法人と決まってないですよ。ですから当然、協会、任意団体であったとしても、事業申請はできるわけだし事業申請しないと着手は出来ませんよ。その整理までの考え方は正しいですか。

○教育次長

北島委員が仰るように本来であれば、4月の段階で補助金の交付申請をすべきところですがこちらの事務局としては、そういった協議をして指導をすべきところではありましたが、それを失念していた事となります。

○北島委員

そういった経過や背景に誤謬があったとしても、そこはきちんと共有していただかないと何を議論してるのか全然わからないんですよ。これを改めて遡りて認めるという、例えば整合させてる要綱になるわけじゃないですか。教育長、今回我々が問われているのは、その経過については市役所として認めるということなのか、その辺のご説明もいただいた上で何を我々が問われているのかところを整理していただかないといけないと思ったんですが。

○川南委員

前回のこの補助金の話合いをするときに、1億5,000万という確定した金額が出たときに、どのように使うのかというのが話題になったと思っています。実績が出るまでは今の民宿を借りてそれを改造してしばらく使うということで、その時に幾らぐらいかかっているかということで、きちんとその時には見積りをもとに補助金額の算定があったと思うんですけども、その時に見積りがあったということは、併せて申請があったものと思って理解をしてましたので、まずはそっちで補助を出して、その後でバレー部の結果が出たところできちんとした宿泊などといったものが必要になるからということで理解をしていました。そして思いがけず早く結果が出てきてるのでこういう形で早くしなければいけなくなったのかなと思ったんですが。なので見積りが出た時に、その時に一緒にそれだけの一者じゃなくても後援会か何か申請が出たのを仮に受理してのバレー部のあれだったのかなって。

○北島委員

そもそも事務局の不手際不詳だったので、実際やりとりの中でいろいろすれ違いがあったかもしれませんが、それは一旦認めないといけないということで、それに対する新しい臨時交付金要綱の制定と理解するし、教育委員会としてもそれを認めていけるかということですよ。

○教育長

結局事前着手をしていたのにそれを放置してたということですよ。ですから要綱を変えて、それまで認めてあげるという。

○教育次長

これまで事前着手は事業が終わった段階でとか、事前着手を容認しているような補助金要綱があるのかというところですが、実際あります。これについては実績の金額をもとに申請をしていただいて、それを交付決定するというかたちの手続になろうかと思うんですが、その実績が実際でない補助を出せないという内容のものもありますし、補助対象経費としてしなければいけないよねという内容のものもあります。具体的に例を挙げますと、2年程前の豪雨災害に伴い民有地が崩れて、そこに仮設道路を整備するという補助がありました。これについてはもうほぼ実績です。申請をしていただいて、補助対象経費として補助金を交付したという事例もあります。

○北島委員

それは違うんじゃないですか。結局その補助金を出すために、平成30年のこの補助要綱を変更したにも関わらず、これに基づいた申請がなかったのもう1回遡って支援をしようというのを今作っているということでしょう。災害等はちょっと違うのではないですか。

○教育次長

3月の改正の時点で、具体的なその事業内容が補助事業者のほうでも固まっていたのかということについては、実際固まっていない状況で現在の青少年スポーツ振興補助金の交付要綱を見ながら、事業者は事業者でその事業内容を固めていきますし、その内容を事務局が定期的に確認をしながら伴走支援し、交付要綱についてこうすべき等や、前の補助金の交付要綱に基づいた申請をしていただき、その申請内容の調整等はすべきだったとは思いますが、その部分については、本日、この要綱の制定案を提案したというのは、事務局として反省すべき点であったとは思いますが、ただ、先ほど説明しているように、今年度成果を出さなければいけないと補助事業者も様々な観点で検討し、今回の補助金交付申請になっています。ただ、その内容を事務局のほうで、審査をした段階でコンプライアンス上疑義が生じるということで、その辺について、事後的な処理にはなりますが疑義が生じないように制定をさせていただきたいというのが、本日の提案内容です。その点をご理解をさせていただきたいと思えます。

○北島委員

いずれにしても西海市や高校の存続にかけて教育委員会としても西海市としてもずっと支援してるところですから、最終的にそこは整理しないといけないという事は前提として当然分かりますが、もともとそれを対象にした補助金要綱の変更だったのにこのときに申請はしておらず、事務局との協議もせずに事業が始まった状況でこれだけかかりましたというところで今回の要綱改正が出てきたというところを、今みたいにご説明いただくと、分かりましたという話になると思うんですが、何となく狐につままれたような感じがしたものですし、そうであればもう費用的に見ると終わってる事業ですよ。いわゆる事業執行の内容についてこれだけのものがかかりましたっていうのは資料としてあってもいいのかなって思ったのですが。その資料について、説明でも結構ですがいかがでしょうか。

○社会教育課長

まず備品についてはベッド、机、インターネットを接続するための機器などです。こ

れが約 900 万円。家賃月額 24 万 4,000 円が 4 月から 7 月分まで。

○北島委員

別途なんですね、合宿所の整備は。

○社会教育課長

3 月に改正をさせていただいたスポーツ振興事業費補助金のほうで申請を受けようというふうに考えております。

○北島委員

これを説明いただいたところで、当面住まうところがないので今の民宿を仮で使うということだったんですが、今言われた合宿所の整備は本当の合宿所を建てたわけじゃなくて、そこの仮住まいの実際かかっている費用をどうしようかという話になったということなんですね。

○社会教育課長

はい、北島委員さんの仰るとおりでございます。今のこの期間までの合宿所は、臨時的な合宿所という位置づけにして、その分は交付の対象とできるような要綱を整備して、今後の分については、一般社団法人からの申請書で通常のスポーツ振興補助金でみれるようなつくりにしております。

○川南委員

今まで申請がなかったことについて、今まで仮の宿泊場と備品整備の 900 万と家賃というのは何費として整理をしてたわけですか。

○社会教育課長

費目は団体としては、借入金になっていると思います。要綱の費目としては合宿所等運営事業が家賃等になり、ベッド等の備品は合宿所等整備事業という費用になります。

○教育長

今までいろいろ手続上不備があったというのを、今回事後にはなりますが整備して、整合性をとって今後法人化した後はきっちりしていく趣旨の改正でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○武宮委員

今後施設がいつ頃整備されるかは、ある程度見通しは立っているんですか。

○社会教育課長

8 月中に施工業者を決定し、着手をして年度内に完成とのスケジュールと聞いております。

○教育長

年度末までには完成という後ろが決まっていますので今後、タイトな日程にはなっています。

○教育次長

今後の予定ということですが、社会教育課長から説明があったのは、事業主体の予定ですけれども、市の今後の予定は本日の要綱の審議を踏まえまして、8 月 9 日にスポーツ振興補助金の事業内容の審査をする審査会を開催する予定です。その審査会において、事業内容、そして事業の採否等を審査し、最終的に交付決定をするのかどうかということの検討は内部でする予定です。

○教育長

それに向けて今日、改正するということですね。本日はこの1本です。

○北島委員

要望意見ですが、このような背景があるものの説明は大変苦慮されたのかなと思います。12ページのポイントを拝見したり説明も口頭で聞いているので、100%理解しながら聞いているわけではないとは思いますが。しかも初見なので今いろいろご説明を聞いて初めて、確か3月の要綱変更で、4月からもう転校してきてその生活を始めないといけなわけですね。当然そこに環境整備は先にやらないといけない等致し方ない事情がありながら、走りながら整えていくところは事務局の反省がありましたが、本来そこできちんとそれなりのコンプラを確保していればよかったという反省なんだろうが、事情からするとこれを先に申請をする暇もなかったのかと考えると、もう少し特別な事情が伴うものに関しては、説明のポイントを背景の分からない我々にも率直に、教育委員会なわけですから、こういった事情を遠慮なく逆に出していただいたほうが、理解もできるし不可抗力の部分というのもある。尚且つそこでもやっぱりきちんとコンプラを確保しないといけないので遑って臨時要綱を作ったということだし、実際かかっている費用は当初の生徒たちが生活するために必要なものは下宿代ですから、そこは1億という話とは違うわけですね。1,000万程度のことですね。そういったところも含めて、実績として資料を準備していただくなどということで、今後できるだけ理解が進む説明をお願いできればと感じたところです。

○教育次長

先ほどの北島委員さんからのご意見ご要望ですが、本日、臨時の教育委員会を開催したところですが、運営の仕方も含めて、会が始まる前に具体的な内容を説明してある程度理解をしていただいた上で、議案について審議をしていただくと等といった工夫をさせていただきたいと思います。

○教育長

今回、臨時ということで委員の皆様方も、内容がよく分からないままに、本日、ご参集いただいておりますので、9日の会議に合わせるために急遽開いたということで、なかなか事務局も時間的余裕がなかったことを申し訳なく思っております。本来であれば3月に要綱を変えるときに法人格は年度途中に取れるということを見越して動いておけばよかったです。年度末にかけてバレーボールを立ち上げるというところで非常に手間取ってしまいましたので、後援会組織もできるかどうか分からないような状況でまさに走りながらここまで来たため、なかなか事務局としても手が回らなかった部分がありこの時期になったわけで後手後手になったという感はありますが、非常に申し訳ないと思っております。

○武宮委員

後援会を設立するタイミングというのは早い予定なんですか。

○教育長

先生が来たのは4月からですがその前にはなかなか難しかったと思います。後援会の時期についてはどうですか。

○教育総務課長

後援会の組織づくりについてはバレー部の発足をする話が出た時点で西海市のバレーボール協会とは話はずっとさせていただいてたところです。後援会組織を作って法人化をして登記をするまでに、バレーボール後援会の方々も初めてのことで事務的に手続が遅くなり、6月27日ようやく法人登記が終わり7月27日に設立総会が終わったという状況です。3月の時点から動き出してはいましたが、なかなか進まなかったというのが実情です。

○教育長

ほかに何か質疑ございませんか。

(質疑なし)

それでは、質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第52号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって、議案第52号、西海市青少年スポーツ振興臨時特例事業費補助金交付要綱の制定については、原案のとおり可決されました。

5. 閉会

○教育長

これで、本日の臨時教育委員会を閉会します。(午後2時15分閉会)